

業務センターへの郵送等に関するお願ひ

各税局及び沖縄国税事務所において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 画面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがあります。
- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和7年3月現在、令和7年7月10日以降）

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
札幌国税局	北海道	札幌中、小樽、岩見沢、滝川、余市、浦河	札幌中、 <u>札幌西</u> 、小樽、岩見沢 <u>五ヶ牧</u> 、滝川、余市、浦河	札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター
		函館、室蘭、八雲、江差、倶知安	函館、室蘭、八雲、江差、倶知安	札幌国税局業務センター 函館分室	〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局業務センター函館分室
		旭川中、旭川東、網走、留萌、稚内 紋別、名寄、深川、富良野	旭川中、 <u>旭川東</u> 、 <u>北星</u> 、網走、留萌、稚内 紋別、名寄、深川、富良野	札幌国税局業務センター 旭川分室	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター旭川分室
		釧路、帶広、根室、十勝池田	釧路、帶広、根室、十勝池田	札幌国税局業務センター 帯広分室	〒080-8515 帶広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 札幌国税局業務センター帯広分室
仙台国税局	宮城県	仙台北、仙台中、仙台南、石巻、塙釜 古川、気仙沼、大河原、糸館、佐沼	仙台北、仙台中、仙台南、石巻、塙釜 古川、気仙沼、大河原、糸館、佐沼	仙台国税局業務センター	〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 仙台国税局業務センター
	岩手県	盛岡、久慈、二戸	盛岡、 <u>宮古</u> 、 <u>水沢</u> 、 <u>花巻</u> 、久慈 <u>釜石</u> 、二戸	仙台国税局業務センター 盛岡分室	令和7年7月10日以降、設置場所が移転となります。 郵送先住所の詳細については、令和7年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒020-8504 盛岡市本町通3丁目8番37号 仙台国税局業務センター盛岡分室
	青森県	—	<u>青森</u> 、 <u>弘前</u> 、 <u>黒石</u>		
	秋田県	—	<u>秋田南</u> 、 <u>秋田北</u> 、 <u>大曲</u>	仙台国税局業務センター 山形分室	〒990-8601 山形市大手町1番23号 仙台国税局業務センター山形分室
	山形県	山形、寒河江、村山	山形、寒河江、村山		
	福島県	福島、郡山、二木松	福島、郡山、二木松	仙台国税局業務センター 福島分室	〒960-8509 福島市森合町16番6号 仙台国税局業務センター福島分室
関東信越国税局	埼玉県	浦和、大宮	浦和、大宮、 <u>春日部</u> 、 <u>上尾</u>	関東信越国税局業務センター	〒330-9587 関東信越国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
	茨城県	—	<u>水戸</u> 、 <u>日立</u> 、 <u>土浦</u> 、 <u>太田</u>	関東信越国税局業務センター 茨城分室	令和7年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所の詳細については、令和7年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
	栃木県	足利、栃木、佐野、鹿沼	足利、栃木、佐野、鹿沼	関東信越国税局業務センター 栃木分室	〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
	群馬県	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	前橋、沼田、藤岡、富岡、中之条	関東信越国税局業務センター 前橋分室	〒371-8587 関東信越国税局業務センター前橋分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
	新潟県	新潟、新津、巻、新発田 十日町、村上、佐渡	新潟、新津、巻、新発田 十日町、村上、佐渡	関東信越国税局業務センター 新潟分室	〒951-8625 関東信越国税局業務センター新潟分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）

注 下線文字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
関東信越国税局	長野県	—	<u>長野</u> 、 <u>上田</u> 、 <u>信濃中野</u> 、 <u>佐久</u>	関東信越国税局業務センター 佐久分室	令和7年7月10日から開設するセンターです。 郵送先住所の詳細については、令和7年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
東京国税局	東京都	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野、浅草 本所、向島、 <u>江戸川北</u> 、 <u>江戸川南</u>	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
		麹町、神田、日本橋、京橋、四谷、新宿 大森、雪谷、蒲田、中野、杉並、荻窪	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、 <u>麻布</u> 、 四谷、新宿、大森、雪谷、蒲田、中野 杉並、荻窪、 <u>王子</u> 、 <u>板橋</u> 、 <u>練馬東</u> 、 <u>練馬西</u>	東京国税局業務センター 大手町分室	〒100-8156 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館 東京国税局業務センター大手町分室
		芝	—	東京国税局業務センター 芝分室	令和7年7月10日、東京国税局業務センター大手町分室に統合しますので、同日以降の郵送先は、東京国税局業務センター大手町分室となります。 〒108-8412 港区芝5丁目8番1号 東京国税局業務センター芝分室
		渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室
	足立、西新井、葛飾	足立、西新井、葛飾	<u>荒川</u> 、足立、西新井、葛飾	東京国税局業務センター 葛飾分室	〒124-8705 葛飾区立石8丁目31番6号 東京国税局業務センター葛飾分室
		八王子、青梅、武蔵府中、日野	八王子、青梅、武蔵府中、 <u>町田</u> 、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室
		江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区舟引2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室
	山梨県	甲府、山梨、大月、駿河	甲府、山梨、大月、駿河	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室
	神奈川県	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、 <u>戸塚</u>	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター横浜南分室
		川崎南、川崎北	川崎南、川崎北、 <u>川崎西</u>	東京国税局業務センター 川崎南分室	〒210-8606 川崎市川崎区樋町3番18 東京国税局業務センター川崎南分室
		平塚、藤沢	平塚、 <u>鎌倉</u> 、藤沢、 <u>小田原</u>	東京国税局業務センター 平塚分室	〒254-8534 平塚市高砂町9番1号 東京国税局業務センター平塚分室
	千葉県	千葉東、千葉南、千葉西、市川 船橋、館山、木更津、茂原、東金 <u>成田</u> 、 <u>東金</u>	千葉東、千葉南、千葉西、 <u>鎌子</u> 、市川 船橋、館山、木更津、 <u>佐原</u> 、茂原 <u>成田</u> 、 <u>東金</u>	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室

注 下線文字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
金沢国税局	石川県	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢、七尾、小松、輪島、松任	金沢国税局業務センター	〒920-6526 金沢国税局業務センター ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
	富山県	富山、高岡、魚津、砺波	富山、高岡、魚津、砺波		（富山県内の対象署） 〒930-6606 金沢国税局業務センター富山事務室 ※ 1 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です） ※ 2 郵送先等の詳細については、国税庁ホームページにてご確認ください。
	福井県	福井、大野	福井、大野	金沢国税局業務センター 福井分室	〒910-8529 金沢国税局業務センター福井分室 ※ 郵便番号と名称をご記載ください（住所の記載は不要です）
名古屋国税局	愛知県	名古屋東、名古屋中	名古屋東、名古屋中	名古屋国税局業務センター	令和7年7月10日以降、名古屋国税局業務センター三の丸分室と統合します。 郵送先住所等の詳細については、令和7年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。
	岐阜県	—	岐阜北、岐阜南、大垣		〒461-8623 名古屋市東区泉1丁目17番8号 名古屋国税局名古屋東分庁舎 名古屋国税局業務センター
		岐阜北、岐阜南、大垣	—	名古屋国税局業務センター 三の丸分室	令和7年7月10日以降、名古屋国税局業務センターと統合します。 郵送先住所等の詳細については、令和7年7月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒460-8527 名古屋市中区三の丸3丁目2番4号 名古屋第二国税総合庁舎 名古屋国税局業務センター三の丸分室
	愛知県	豊橋、西尾、新城	豊橋、西尾、新城	名古屋国税局業務センター 豊橋分室	〒440-8535 豊橋市大國町111番地 豊橋地方合同庁舎 名古屋国税局業務センター豊橋分室
		刈谷、豊田	刈谷、豊田	名古屋国税局業務センター 刈谷分室	〒448-8522 刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎 名古屋国税局業務センター刈谷分室
		熱田、中川	熱田、中川	名古屋国税局業務センター 熱田分室	〒456-8570 名古屋市熱田区花表町7番17号 名古屋国税局業務センター熱田分室
		尾張瀬戸	尾張瀬戸	名古屋国税局業務センター 多治見分室	〒507-8710 多治見市白山町1丁目209番地 名古屋国税局業務センター多治見分室
	岐阜県	高山、多治見、関、中津川	高山、多治見、関、中津川		

注 下線太字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
名古屋国税局	三重県	津、伊勢、松阪、上野、尾鷲	津、伊勢、松阪、 桑名 上野、 鈴鹿 、尾鷲	名古屋国税局業務センター 津分室	〒514-8544 津市桜橋2丁目99番地 名古屋国税局業務センター津分室
	静岡県	清水、藤枝	清水、藤枝		〒424-8783 静岡市清水区松原町2番15号 清水合同庁舎 名古屋国税局業務センター清水分室
		浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	浜松西、浜松東、島田、磐田、掛川	名古屋国税局業務センター 浜松西分室	〒430-8584 浜松市中央区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター浜松西分室
大阪国税局	大阪府	沼津、熱海、三島、下田	沼津、熱海、三島、 富士 、下田	名古屋国税局業務センター 沼津分室	〒410-8553 沼津市市場町9番1号 沼津合同庁舎 名古屋国税局業務センター沼津分室
		大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪福島、浪速、西淀川、東成 東淀川、北、大淀	大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 大阪国税局業務センター
		浪速、東成、北	—	大阪国税局業務センター 北分室	令和7年7月10日、大阪国税局業務センターに統合しますので、同日以降の郵送先は、大阪国税局業務センターとなります。 〒540-8515 大阪市北区南堀町7番13号 大阪国税局業務センター北分室
		西、港、住吉、東住吉、西成 東、南	西、港、住吉、東住吉、西成 東、南	大阪国税局業務センター 大手前分室	〒540-8542 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館 大阪国税局業務センター大手前分室
	兵庫県	岸和田、泉州、泉佐野、富田林	岸和田、泉州、泉佐野、富田林	大阪国税局業務センター 神戸分室	※ 大阪国税局業務センター大手前分室では、イア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。
		灘、兵庫、長田、須磨、神戸	灘、兵庫、長田、須磨、神戸		〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税關ポートアイランド山張所内 大阪国税局業務センター神戸分室
		尼崎、洲本、芦屋、伊丹	尼崎、洲本、芦屋、伊丹	大阪国税局業務センター 阪神分室	〒661-8522 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
		相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、柏原	相生、豊岡、加古川、龍野 西脇、三木、社、和田山、柏原	※ 大阪国税局業務センター阪神分室では、イア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
	京都府	福知山、舞鶴、宇治、宮津 園部、峰山	福知山、舞鶴、宇治、宮津 園部、峰山		〒661-8521 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室

注 下線太字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
大阪国税局	奈良県	奈良、葛城、桜井、吉野	奈良、葛城、桜井、吉野	大阪国税局業務センター 阪神分室	〒661-8524 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
	和歌山县	和歌山、海南、御坊、田辺 新宮、粉河、湯浅	和歌山、海南、御坊、田辺 新宮、粉河、湯浅	※ 大阪国税局業務センター阪神分室では、エリア別に郵便番号を分けておりますので、所轄税務署に対応する郵便番号をご記載ください。	〒661-8525 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター阪神分室
広島国税局	広島県	広島東、広島南、広島西、吉田	広島東、広島南、広島西、 <u>竹原 西条、海田、吉田</u>	広島国税局業務センター	〒733-8689 広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島国税局業務センター
	岡山県	岡山東、西大寺、笠岡	岡山東、西大寺、笠岡	広島国税局業務センター 岡山東分室	〒700-8689 岡山市北区天神町3番23号 広島国税局業務センター岡山東分室
		岡山西、瀬戸、津山、玉野 高梁、新見、久世	岡山西、瀬戸、津山、玉野 高梁、新見、久世	広島国税局業務センター 岡山西分室	〒700-8681 岡山市北区伊福町4丁目5番38号 広島国税局業務センター岡山西分室
	島根県	出雲、石見大田、大東	<u>浜田、出雲、益田、石見大田 大東、西郷</u>	広島国税局業務センター 出雲分室	〒693-8689 出雲市境治善行町13番地3 出雲地方合同庁舎 広島国税局業務センター出雲分室
	山口県	下関、宇部、山口、萩、徳山、防府 岩国、光、長門、柳井、厚狭	下関、宇部、山口、萩、徳山、防府 岩国、光、長門、柳井、厚狭	広島国税局業務センター 防府分室	〒747-8533 防府市寿町6番39号 防府地方合同庁舎 広島国税局業務センター防府分室
高松国税局	徳島県	川島、脇町、池田	川島、脇町、池田	高松国税局業務センター	〒760-8526 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 高松国税局業務センター
	香川県	高松、坂出、長尾、土庄	高松、坂出、長尾、土庄		
	愛媛県	—	<u>今治、新居浜、伊予三島</u>		
		松山、伊予西条	松山、伊予西条	高松国税局業務センター 松山分室	〒790-8579 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 高松国税局業務センター松山分室
	高知県	高知、安芸、南国、須崎、中村、伊野	高知、安芸、南国、須崎、中村、伊野	高松国税局業務センター 高知分室	〒780-8667 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 高松国税局業務センター高知分室

注 下線太字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年7月10日以降		
福岡国税局	福岡県	博多、福岡、飯塚	博多、福岡、飯塚	福岡国税局業務センター	〒810-8674 福岡市中央区天神4丁目8番28号 福岡国税局業務センター
		門司、小倉、八幡	門司、小倉、八幡		〒803-8701 北九州市小倉北区大手町13番17号 福岡国税局業務センター小倉分室
		大牟田、直方、甘木 八女、大川、筑紫	<u>若松、大牟田、直方、田川、甘木 八女、大川、行橋、筑紫</u>	福岡国税局業務センター 春日分室	〒816-8616 春日市春日公園6丁目1番地6 福岡国税局業務センター春日分室
	佐賀県	佐賀、唐津、鳥栖	佐賀、唐津、鳥栖、 <u>伊万里、武雄</u>		
	長崎県	—	<u>佐世保、平戸、壱岐、厳原</u>	福岡国税局業務センター 長崎分室	〒850-8617 長崎市松が枝町6番26号 長崎税務署内 福岡国税局業務センター長崎分室
		長崎、島原、諫早、福江	長崎、島原、諫早、福江		
熊本国税局	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名 天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名 天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	熊本国税局業務センター	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター
	大分県	—	<u>大分、中津、臼田、佐伯、宇佐</u>		
	宮崎県	—	<u>宮崎、延岡、日南、小林</u>		
	鹿児島県	鹿児島、鹿屋、大島、指宿 種子島、知覧、大隅	鹿児島、 <u>川内、鹿屋、大島、出水 指宿、種子島、知覧、伊集院、 加治木、大隅</u>		〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

注 下線太字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

都道府県	内務事務のセンター化の対象署	拠点の名称		書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和7年3月現在	令和7年10月中旬以降	
沖縄国税事務所 沖縄県	那覇、北那霸	那覇、北那霸、名護、沖縄	沖縄国税事務所業務センター 沖縄分室	令和7年10月中旬以降、沖縄国税事務所業務センター沖縄分室と統合します。 郵送先住所等の詳細については、令和7年9月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号 沖縄国税事務所業務センター
	名護、沖縄	—	沖縄国税事務所業務センター 沖縄分室	令和7年10月中旬以降、沖縄国税事務所業務センターと統合します。 郵送先住所等の詳細については、令和7年9月1日以降、国税庁ホームページにてご確認ください。 〒904-2193 沖縄市東2丁目1番1号 沖縄国税事務所業務センター沖縄分室